

令和 5 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 8 1 号	令和 5 年度西条市一般会計補正予算（第 5 回） について	別冊
議案第 8 2 号	令和 5 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 8 3 号	令和 4 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	1
議案第 8 4 号	令和 4 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	3
議案第 8 5 号	令和 4 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 8 6 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	7
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	9
議案第 8 8 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 8 9 号	西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する 条例について	1 7
議案第 9 0 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて	2 1
報告第 1 5 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計継続費精 算報告書について	2 7
報告第 1 6 号	令和 4 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	3 1
報告第 1 7 号	令和 4 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	3 5
報告第 1 8 号	令和 4 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	3 9
報告第 1 9 号	令和 4 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	4 3
報告第 2 0 号	市道飯岡 4 号線の道路の段差による物損事故に 伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分につ いて	4 7

議案第 83 号

令和 4 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第233条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4～7（略）

議案第 84 号

令和 4 年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和 4 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 85 号

令和 4 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 4 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 86 号

令和 4 年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 4 年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

西衛施工第 2 号西条市やすらぎ苑改修事業の内火葬炉設備等工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉井敏久

- 1 契約の目的
西衛施工第2号
西条市やすらぎ苑改修事業の内 火葬炉設備等工事

- 2 契約の方法
一般競争入札

- 3 契約の金額
312,400,000円

- 4 契約の相手方
富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮本芳樹

提案理由

西衛施工第2号西条市やすらぎ苑改修事業の内火葬炉設備等工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 88 号

西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

西条市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市印鑑条例の一部を改正する条例

西条市印鑑条例（平成16年西条市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する<u>移動端末設備</u>をいう。）を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された<u>端末機</u>_____であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>_____（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>_____をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）_____を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する端末機</u>_____であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他</p>

必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 89 号

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例について

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

西条市空家等対策審議会条例（平成28年西条市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第22条第3項</u>に規定する措置命令に関する事</p> <p>(4) <u>法第22条第9項及び第10項</u>に規定する代執行に関する事</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第14条第3項</u>に規定する措置命令に関する事</p> <p>(4) <u>法第14条第9項及び第10項</u>に規定する代執行に関する事</p> <p>(5) (略)</p>

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 90 号

西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

西条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

成されるものをいう。以下同じ。) には、充電ポストを含む。以下同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものには、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）には、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに

成されるものをいう。以下同じ。) には、充電ポストを含む。以下同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等_____の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)、(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離(cm)					
				入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考
(略)									
厨房 設備	気体 燃料	(略)							
		固体 燃料	不燃	木炭炭 を燃火 料と焼 するき もの器	—	1 0	5 0	5 0	5 0
	不燃	木炭炭 を燃火 料と焼 するき もの器	—	8 0	3 0	—	3 0		

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 _____

(14)、(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離(cm)					
				入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考
(略)									
厨房 設備	気体 燃料	(略)							

	(略)																		
(略)																			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の西条市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第15号

令和4年度西条市公共下水道事業会計継続費精算報告書について

令和4年度西条市公共下水道事業会計継続費に係る継続年度が別紙のとおり終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、報告する。

令和5年9月5日提出

西条市長 玉井敏久

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定保留資金等
				円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	三津屋ポンプ場新設 工事委託料	元	385,416,000	192,708,000	173,400,000	19,308,000
			2	259,484,000	129,742,000	116,700,000	13,042,000
			3	361,200,000	180,600,000	162,500,000	18,100,000
			4	0	0	0	0
			計	1,006,100,000	503,050,000	452,600,000	50,450,000

実 績				比 較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
	国庫補助金	企業債	損益勘定保留資 金等		国庫補助金	企業債	損益勘定保留資 金等
円	円	円	円	円	円	円	円
125,900,000	62,950,000	56,600,000	6,350,000	259,516,000	129,758,000	116,800,000	12,958,000
389,000,000	194,500,000	175,000,000	19,500,000	△ 129,516,000	△ 64,758,000	△ 58,300,000	△ 6,458,000
233,200,000	116,600,000	104,900,000	11,700,000	128,000,000	64,000,000	57,600,000	6,400,000
258,000,000	129,000,000	116,100,000	12,900,000	△ 258,000,000	△ 129,000,000	△ 116,100,000	△ 12,900,000
1,006,100,000	503,050,000	452,600,000	50,450,000	0	0	0	0

関係法令

地方公営企業法施行令

(継続費)

第18条の2 (略)

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会議に報告しなければならない。
- 3 (略)

報告第16号

令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和5年9月5日提出

西条市長 玉井敏久

○令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化基準	財政再生基準
		① 実質赤字比率	—
② 連結実質赤字比率	—	16.86 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3か年平均）	7.1	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	51.4	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化基準
			⑤ 公営企業における資金不足比率

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 (略)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第17号

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和5年9月5日提出

西条市長 玉井敏久

○令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第18号

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和5年9月5日提出

西条市長 玉井敏久

○令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第19号

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和5年9月5日提出

西条市長 玉井敏久

○令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 20 号

市道飯岡 4 号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

市道飯岡 4 号線の道路の段差による物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 8 号

専決処分書

市道飯岡 4 号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 10 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 23,760 円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

市道飯岡4号線の道路の段差による物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。